

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年8月16日)

開催日及び場所			令和元年6月7日（金曜日）政策統括官第2会議室		
委員			荒川 穂（法人参与） 野口和秀（公認会計士） 大森啓子（弁護士）		
審議対象期間			平成31年1月1日～平成31年3月31日		
審議対象案件			73件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件			5件 うち、1者応札案件0件 (抽出率7%) (抽出率－%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率－%)		
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	4件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（企画競争・公募）	0件		
		随意契約（その他）	0件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[]		

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 （第４６回 令和元年６月７日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
１ ベトナム産米残留農薬等分析業務請負契約 【整理番号 24】 （業務概要） ○ ９精米業者からのサンプルを分析するという ことだが、この９精米業者とは何か。 ○ 契約者がベトナムの９精米業者からサンプル を取寄せ、それを日本国内で分析するのか。	○ MA米は、国際約束で毎年度77万トンを入力する必要がある。MA米を安価かつ安定的に輸入するため、日本の基準に整合した米を輸入可能な国の確保が必要であるが、近年、MA米の輸入はアメリカ、タイで全体の９割を占めている。これらの国からの輸入に支障があった際に備え、新たな輸入先国を確保しておく必要がある。 一方、ベトナムは世界第３位の米輸出国であり、アメリカ、タイよりも日本に近く、価格競争力も高いが、過去に日本の基準を超過する農薬の検出があり、現在はほとんど輸入が行われていない。 また、平成30年10月には、ベトナム政府は日本政府と、日本向け等の先進国市場への米の輸出拡大に向けた「米のフードバリューチェーンの構築に関する覚書」を手交した。 このような背景のもと、覚書に基づき同年11月に担当者間で協議し、先ずベトナム米に何の問題があるのかを把握する調査として、「ベトナム産米残留農薬等分析業務」を実施した。 この業務は一般競争入札により分析業者を決定し、９精米業者の施設から採取した精米サンプルについて、農薬、カビ毒、ヒ素、重金属を分析し、日本向けに輸出することについて問題があるかどうかを調査した。 ○ ベトナムから日本への米輸出はメコンデルタからであるため、メコンデルタ近辺に精米所を持つ精米業者を選定し調査対象とした。 ○ 本契約とは別の契約による請負業者が、９業者の各施設から精米サンプルを採取し、これを日本国内に送付したものを当該契約者が分析する。

○この調査は何年か繰り返し実施するのか。 ○18、19、20 年の3年間実施し、その結果が出た後、ベトナムからMA米として輸入する際に、その調査結果はどのように反映されるのか。 ○9つのサンプルを選定・採取するのは、別途、随意契約によるということだが、サンプル採取と分析はセットで同時期に実施するのか。 ○実際に、過去に残留農薬に問題があったということで、調査を継続されるということだが、今後の予定は具体的にどう考えているのか。	○ベトナム政府との覚書に基づく技術協力は2018年度から2020年度までであり、残留農薬等の調査の対象施設を追加するなど、継続的に実施することとしている。 ○ベトナム産米は過去に残留農薬の問題があり、商社が札を入れない状況にある。 この調査で、農薬の使用方法等に問題があるとの結果になった場合は、輸出業者と協力し、農家に対して農薬の適切な使用方法の指導を行うこととなる。農薬等の問題が無くなれば、輸入商社がベトナム産米に対して入札で手を挙げてくれることが期待される。まずは、現在の問題を把握するための調査を行っているところである。 ○契約一覧表に掲載されている随意契約は100万円以上の契約に限られており、サンプル採取に係る契約は少額随契ということで除外されている。今回は、本契約に係る一般競争入札と同時期に見積もり合わせを行った上で随意契約を結んでサンプルを採取している。 ○ベトナム政府とは3年間の協力であるので、2年間をかけて問題を調査し、3年目は調査結果をもとにしたベトナム側との協議や、専門家を派遣しての改善策検討を考えている。
2 輸入麦買入委託契約 食糧小麦アメリカ産 DNS【整理番号 21】 食糧小麦オーストラリア産 ASW【整理番号 68】 (業務概要)	○国は食糧法に基づいて、国内産麦で数量、品質等を満たせない需要分量について、国家貿易により、主にアメリカ、カナダ、オーストラリアの3カ国から輸入している。 買入委託契約は、輸出国における麦の買付けから我が国の所定の引渡場所へ搬送するまでの業務、その他付随する業務を輸入業者に委託するものであり、指名競争入札に付した上で、その落札者と契約を締結している。 輸入業者の資格選考は、主要食糧である麦の安定供給の確保という重要な業務を委託することから、一定の資産・信用・経験の要件を満たし、契約を確実に履行できると判断した輸入業者を

	指名競争入札の有資格者として選考しており、資格を有する輸入業者は、現在12社となっている。輸入業務の具体的な流れは、実需者が、国に対して銘柄、数量等の買受申込を行い、原則、毎月複数回、指名競争入札を実施。契約締結後、輸入業者は、実需者が買受申込みを行った港に配船を行い、植物防疫法、食品衛生法、その他所定の輸入手続を行った後に国による検収を受け、政府へ引渡している。
食糧小麦アメリカ産 DNS【整理番号 21】	○食糧小麦アメリカ産DNSの2万8,020トンの応札者は7者。
食糧小麦オーストラリア産 ASW【整理番号 68】	○食糧小麦オーストラリア産ASW2万8,065トンの応札者は9者。
○麦の買付けにおける一般輸入方式とSBS方式の違いを説明願いたい。	○一般輸入は、国と輸入業者の間で、国が買い入れるまでの契約、SBSは、国、輸入業者、実需者の3者契約で、実需者に渡るまでの契約となっている。
○入札に付する事項に、産地、銘柄、数量、荷下ろし先が書いてあるのも、買受希望の申込みに応じて、載せているということか。	○実際に実需者は銘柄ごと、港ごとに希望数量を申込んでくるので、全体の申込み数量を見て、どのような配船が効率的か等を考慮し、複数のロットに分けて入札にかけている。
○産地と銘柄と数量だけ指定をして、実際にどこから買付けるのかというところは、入札する商社に完全に委ねられているということか。	○然り。入札の仕様書に合う麦を持ってきてくれるということであれば、輸出者や積出港などに条件はない。
○商社にかなり裁量があるが、商社によって金額にも開きが出てきたりするのか。アメリカ産の銘柄といっても、多分いろいろなところがあると思うが。	○当然、輸出国側にはいくつか集荷業者、輸出者がいるので、最初は商社から輸出国側に必要な情報を提供し、オファーをもらうようになっている。その結果、一番安くオファーを受けたところが、結果として落札する可能性がある。一方で、輸出国の穀物相場等は先物市場をベースに決まるので、応札者間で金額が極端に大きく開くということはないと思う。
○ASWという銘柄を指定すれば、その成分がどういう割合になっているのか等、全部仕様にあるのか。	○然り。契約書にもこの銘柄の規格が定められており、それに合致しているか検査をすることになる。

○麦の買入委託契約では、複数落札制度は無いのか。制度として複数落札が認められていないのか、あるいは、認められているが入札条件的にそうになっていないのか。 ○買受申込みに応じて入札を行うというところで見ると、やはりアメリカ、カナダ、オーストラリア以外は見当たらないが、リスク分散で、政府としては、この銘柄だったらその3カ国以外のこういうところからも調達できますよ、というようなことは考えられないのか。 ○そこで大丈夫となった場合、その国からの輸入を行うのか。	○特別会計に関する法律施行令で、米麦の買入契約の際の複数落札の規定はあるものの、実施については、本契約業務の性格上、難しいと考えている。 ○現在、指名競争は、実需者が求める主要な5銘柄のみを扱うこととしており、それ以外の銘柄はSBSで買うことができるというような仕組みとなっている。仮にこの5銘柄のなかで不作の銘柄があった場合、例えばカナダの1CWとアメリカのDNSというのは互いに強力系の麦なので、どちらか一方で代替される。それ以外の国についても、代替輸入が可能か、いくつか候補となるような国の麦を選定し、その安全性について別途調査事業を行っている。 ○可能性としてはあり得るが、供給の安定性や、何よりも実需者が求める品質を満たしているのかを慎重に確認して判断する必要がある。
3 輸入米穀買入委託契約 アメリカ産うるち精米中粒種【整理番号35】 タイ国産もち精米長粒種【整理番号54】 (業務概要)	○我が国は、平成7年にガット・ウルグアイ・ラウンドで合意したミニマム・アクセス米を毎年77万トン輸入している。この輸入を確実に履行するため、一定の資産・信用、実施体制、経験を資格要件として定め、委託契約が確実に履行できる能力を有する輸入業者を競争入札の有資格者として選定し、指名競争入札を行っている。 業務の大まかな流れとしては、農林水産省で毎月買入計画を策定し、その計画に基づき指名競争入札を行い、落札業者と買入委託契約を締結する。 落札した輸入業者は、輸出国の穀物輸出業者との間で米を買付ける売買契約を結ぶとともに、船会社との間で船を手配する傭船契約を結び、決められた船積期間の間に船積みを行う。本邦到着後は、食品衛生法、植物防疫法、関税法等の手続を経て、審査の結果、問題がなければ、国が検収を行う。

アメリカ産うるち精米中粒種【整理番号35】 タイ国産もち精米長粒種【整理番号54】 ○応札者数がアメリカ産は8者で、タイ産は3者となっているが、国によって応札者数が変わってくる傾向があるのか。米の種類でも影響はあるのか。 ○「電子入札システムの対象案件」とあるが、電子入札とはどんな仕組みになっているのか。単にメールで応札するということか。 ○もち米の場合には、需要に応じて、コンテナで運ばれるとの説明であったが、このもち米に関しては、他とは違う申込みの方法となっているのか。 ○年間77万トンのミニマム・アクセス米の輸入数量が決められているが、それは必ず輸入しないといけないのか。輸入したものは年内に全部売れるのか。在庫になるものもあるのか。 ○入札の資格を持っている会社が12社という話であったが、これは結構増減はあるのか。ほぼもう変わらないという状況なのか。	○アメリカ産うるち精米中粒種1万2,000トンの応札者数は8者。 ○タイ国産もち精米長粒種3,128トンの応札者数は3者。 このタイ国産もち精米は、国内需要量が限られていることから、事前に実需者から聞き取った港ごとの需要量について、コンテナにより輸入を行っている。 ○この入札において入札参加資格を有する輸入業者は12社であり、その者に指名競争入札の通知を出しているが、入札に参加するかしないかは各輸入業者の判断。タイは、恒常的にビジネスを行う輸入業者が限られており、もち精米を扱う輸出業者も限られていることから、入札参加者はアメリカに比べると少ない傾向にある。 ○メールではなく、独自の電子入札システムを使用しており、輸入業者は当該システムのURLにアクセスして、IDとパスワードを入力し、公告の内容を確認した上で、決められた時間の入札に参加する。入札のために農水省に来る必要はない。 ○事前に実需者の購入数量を確定させた上で、その数量について入札を行い、輸入後は当該実需者に売り渡している。もち米は需要が限られているため、輸入量が多すぎると在庫として残るおそれがある。 ○国際約束であり、原則として全量を輸入することになる。輸入後は在庫として保有しつつ順次販売しており、数カ月で売れるものもあれば、1年、2年と在庫になるものもある。 ○輸入業者が資格を失うケース、新たに資格を取得するケースの両方があるが、全体としては入札参加資格を有する輸入業者数は減少傾向にある。
---	--

○資格があるか、失っていないかというチェックはどのように行っているのか。	○資格の有効期間は3年間としており、期限が近づいたら改めて資格審査の申請を受け、審査の結果問題がなければ再度資格を付与している。
○資格の申請をする業者が減ってきたということか。麦と米の資格を持った業者12社は同じ業者か。違う業者もあるのか。	○申請業者が減ってきているのは事実。麦だけの資格を持つ業者、米だけ資格を持つ業者もある。

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。